

つである。

五 教職員の欠格条項

公務員は、全体の奉仕者（憲法第十五条）として公務を遂行するものであるから、それにふさわしい条件を欠く者はを任用することは、公務の本質からみて適当ではない。地方公務員法第十六条は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない欠格条項として次のように定めている。

なお、教員については、教育職員免許法に基づいて授与される各相当の免許状を所有していること（教育職員免許法第三条）が必要である。

六 任用に関する法律問題

任用は、具体的には、任命権者が辞令を用いて任命する行為により行われる。以下任用に関する法律問題について

(三)

毎年度末人事において最も件数の多

い任用の方法に轉てある。
なお、小中学校教職員が同一県内において市町村を異にして異動する場合には、一の市町村の教職員を免職し、他の市町村の教職員として採用される（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十条）のであって形式的には転任ではないことに留意する必要がある。

学校は県内各地に設置されており、学校数も多く、自宅から通勤不可能な転任も多く、しばしば問題となる場合がある。このことについて裁判所は、

以上は、地方公務員と共に通した欠格条項であるが、校長及び教員についても、児童、生徒の教育を職務とするところから、その職務の特殊性に鑑み、更に厳しい欠格条項が定められている。
○禁こ以上の刑に処せられた者
○免許状取上げの処分を受け、二年を経過しない者

以上の欠格条項に該当する者は、教職員となることはもちろん、現に職員である者が欠格条項に該当するに至つ

(二)

されることになる。この場合は、条件付採用の規定は適用除外されている。

た場合には、当然にその職を失うことになる。

一般的に降任は、本人の意に反して行われる場合が多い。したがつて分限

嘗む等精神的、肉体的にも多少の負担になることがあるても、地方公務員としてこの程度の不利益は受忍すべきものというべく、任命権者の裁量として許される」（昭和三六・一・一二三仙台高裁）と判示している。

五
胡灵才正用

①災害その他重大な事故のため、正式に職員を任用するまでの間欠員にしておくことができない緊急の場合⁽²⁾、臨時の任用を行う日から一年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合⁽³⁾任用候補者名簿に任用候補者がない場合には、人事委員会の承認を得て、一年以内の期間で臨時の任用を行うことができる。⁽⁴⁾（地方公務員法第二十二条二項、職員の任用に関する規則第三十三条）

(五) 期限付任用に関しては明文の規定はない。しかし、合理的な理由があり、本人の同意があれば、労働基準法第十四条（一年を超えない期間）の規定に反しない限り、任期を限って採用できる場合があるものと解されている。（行政二七・一一・二四百公発第九七号。昭和三八・四・二最高裁判決）

期限付任用の場合には、期間満了によつて当然失職する。

な地域への転任処分により別居生活を